

意見書(案)

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

自己破産者や経済生活問題による自殺者の増加など、深刻化する多重債務問題を解決するため、平成18年12月、貸金業法が抜本的に改正された。

このうち、出資法の上限金利の引下げ、過剰貸付契約を禁止する総量規制の導入などについては、既存の借り手に対して及ぼす影響に配慮するなどとして、法施行日から2年半以内に施行するものとされた。

あわせて、政府では同年同月、多重債務者対策本部を設置し、①相談窓口の整備・強化、②セーフティネット貸付けの提供、③金融経済教育の強化、④ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化の4項目から成る多重債務問題改善プログラムを策定して取り組んでおり、今後の改正貸金業法の完全施行により、多重債務問題の更なる改善が期待される所である。

一方、一部には、中小企業や個人事業主などが資金を調達できなくなるなどとして、改正貸金業法の完全施行の先延ばしや、貸金業者に対する規制の緩和を求める論調があるが、仮にそのような事態になれば、多重債務問題は根本解決が遅れてしまう、あるいは、なされないこととなり、許されるべきではない。

今、多重債務問題の解決に必要とされる施策は、借り手にとって安心して利用できる貸金市場の確立と、資金繰りを支援するセーフティネットの充実などである。

よって、国におかれては、消費者行政の充実及び多重債務者の早期救済を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 改正貸金業法を、遅くとも本年12月までに完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど、相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付を更に充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国家公安委員会委員長
金融担当大臣
消費者及び食品安全担当大臣

あて

山形県議会議長 佐 貝 全 健

以上、発議する。

平成 年 月 日

提出者 山形県議会商工労働観光常任委員長 菅 原 元